

いじめ防止等に係る各関係機関の取組について(No.1)

区分	実施機関等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
組織	寝屋川市	いじめ問題対策連絡協議会【年2回】(監察課)											
		いじめ問題再調査委員会(監察課) ※重大事態発生時											
		いじめ問題対策委員会(6月、11月、2月に定期開催。重大事態発生時には即時開催)(教育指導課)											
	小・中学校	いじめ防止対策のための組織【年4回以上、定期開催(いじめ認知時は適宜開催)】											
	寝屋川警察署	学警連絡会											
相談体制の整備・周知	寝屋川市	いじめ相談用フリーダイヤル (監察課)											
		「いじめのサイン『守ってあげたい』」のサービス(監察課)											
		いじめ通報促進チラシ(毎月)、もっと寝屋川アプリ、LINE相談窓口(監察課)											
		保護者向け、いじめ防止啓発チラシ(6月・1月)(監察課)											
		各種人権相談(人権・男女共同参画課)											
		女性の相談員による心の悩み相談【面接＜予約制＞・電話】(男女共同参画推進センター)											
		スクールカウンセラーによる相談活動【全小・中学校に配置】(教育指導課)											
		スクールソーシャルワーカーの配置(教育指導課)											
		教育相談活動(巡回参観)【小学校1・3年時及び各校からの依頼に応じ適宜】(教育指導課)											
		教育相談(さわやかライン)(臨床心理士の配置)(総合教育研修センター)											
	大阪府中央子ども家庭センター	子ども専用フリーダイヤル電話相談(総合教育研修センター)											
		こころの健康相談(予約制)(保健予防課)											
		児童相談への対応											
	大阪府中央子ども家庭センター	子ども専用フリーダイヤルの設置											
		親子のための相談LINE											
「こどもの人権110番」電話相談													
こどもの人権SOS-eメール(インターネット人権相談)													
チャット人権相談(LINE じんけん相談・こどもの人権SOSチャット)													
大阪府中央子ども家庭センター	こどもの人権SOSミニレター												
	全国一斉「こどもの人権相談」強化週間(8月27日～9月2日)												
	社会福祉協議会	まちかど福祉相談所の実施											

いじめ防止等に係る各関係機関の取組について(No.1)

区分	実施機関等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
啓発活動	寝屋川市	啓発活動(オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月))(こどもを守る課)											
		啓発活動(障害者週間(12月3日～9日))(障害福祉課)											
	寝屋川警察署	非行防止教室											
	民生委員児童委員協議会	啓発活動への協力(児童虐待防止推進月間(11月))											
啓発活動	大阪法務局 人権擁護部 ・ 人権擁護委員	人権教室											
		中学生人権作文コンテスト											
		人権の花運動											
		スマホ・ケータイ人権教室											
アンケート	小・中学校	児童・生徒へのいじめアンケートの実施【各学期1回以上(年4回以上)】											
		小中学校生活指導研究協議会におけるケータイ・スマホアンケートの実施(10月)											
その他	寝屋川市	いじめ被害者支援事業補助(弁護士費用等・転校費用等)【随時】(監察課)											
		ピア・サポート事業(ハートプログラム):中学生(通年)/小6(3学期)(教育指導課)											
		子どもへの暴力防止プログラム(CAP)【市立小学校3年生・6年生全クラス対象 6月～12月に実施】(監察課) ※ 小学校6年生には、いじめの未然防止に特化したプログラムを実施											
		監察課職員による出前授業の実施(CAP内で実施)(監察課)											
		「人として当たり前生きる権利を考えるつどい」(12月6日)(人権・男女共同参画課)											
		小学生サミットの実施(7月) 中学生サミットの実施(7月・12月) 中学生サミットにおけるいじめ防止の啓発(7月)											
	小・中学校	道徳教育の推進											
		ケータイ・スマホの使い方について【適宜】											
	民生委員児童委員協議会	登下校の見守り											
	寝屋川医師会	診察時に外傷がいじめによるものと判断される場合、 児童等が所属する学校等に情報提供を行う(随時)											